千葉県1）選挙管理委員会
-2.5.21
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (令和 1 年分)

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）（りっけんみんしゅとうちばけんだいろっくそうしぶ）

1 政治団体の名称　立憲民主党千葉県第6区総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県松戸市岩瀬153-1　アセッツ松戸1階

3 代表者の氏名　生方　幸夫

4 会計責任者の氏名　福島　靖男

問合せ先

（担当者）安蒜　一浩

（電話）047-330-2500

（担当者）

（電話）

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第１９条の７第１項)
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　生方幸夫
・公職の種類　衆議院議員
（該当する方に○→）（ (現職) ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
年 月 日から 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
年 月 日から 年 月 日まで

注意（1）上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
（2）上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
（3）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（4）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。）

団体コード	翌年への繰越金
1 2 9 2 4 0	44,316

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円	
(1) 収入総額（①＋②）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10,	134,	336	／
①（前年からの繰越額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			174,	841	／
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）・・・・・・・・・・・・・・・・		9,	959,	495	✓
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10,	046,	020	／
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			88,	316	／

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円	
金額 A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			15,	000	
員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				30	人

(2) 寄附

	金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分					
(ｱ) 個人からの寄附				0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）				0	(ｱ)～(ｳ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B （ア＋イ）				0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その４）

（４）借　入　金

借入先	金額 十億	百万	千	円	借入年月日	備考
生方幸夫			300,	000	H31. 1. 7	
生方幸夫			300,	000	R1. 11. 25	
この頁の小計			600,	000		
合計 E			600,	000		

注意 (1) 年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。
なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。
また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。
(2) 借入先は、金融機関にあっては支店名（○○銀行○○支店）まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
立憲民主党本部	2,000,000	H31. 2. 4	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	2,000,000	H31. 4. 24	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	2,000,000	R1. 7. 22	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	1,000,000	R1. 10. 23	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	2,000,000	R1. 12. 6	東京都千代田区平河町2-12-4	
この頁の小計	9,000,000			
合計 F	9,000,000			

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額				収入年月日	備　　考
	十億	百万	千	円		
家賃按分			280,	800	R1. 12. 27	
この頁の小計			280,	800		
１件10万円未満のもの			63,	695		
合　　計 G			344,	495		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
(1) 人件費	1,550,652		
(2) 光熱水費	410,895		
(3) 備品・消耗品費	2,411,265		
(4) 事務所費	3,473,553		
小計 ((1)～(4))	7,846,365		
2 政治活動費	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	558,465		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	1,641,190		
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	1,631,190		
（内訳） イ 宣伝事業費	10,000		
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
（内訳） エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計 ((1)～(6))	2,199,655	うち本部・支部間の交付金合計 円	
合計	10,046,020	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料			12,	264	H31. 1. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			22,	072	H31. 1. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			12,	145	H31. 2. 27	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			25,	770	H31. 2. 27	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			13,	973	H31. 3. 28	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			24,	227	H31. 3. 28	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			15,	412	H31. 4. 25	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			23,	721	H31. 4. 25	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			10,	693	R1. 5. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			13,	631	R1. 5. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			10,	390	R1. 6. 27	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			13,	845	R1. 6. 27	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料			11,	622	R1. 7. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計			209,	765				
その他の支出								
合計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円		年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料		16,671	R1. 7. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		11,802	R1. 8. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		22,604	R1. 8. 29	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		13,554	R1. 9. 27	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		24,132	R1. 9. 27	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		11,803	R1. 10. 30	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		16,206	R1. 10. 30	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		11,984	R1. 11. 28	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		13,964	R1. 11. 28	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		11,436	R1. 12. 26	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
電気料		20,312	R1. 12. 26	東京電力エナジーパートナー（株）	東京都中央区銀座8-13-1	
この頁の小計		174,468				
その他の支出		26,662				
合計		410,895				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
車輌代			626,	140	R1. 6. 19	（株）ハンズ　カーセブン松戸中央店	千葉県松戸市緑ヶ丘1-3-4	
任意保険料			100,	790	R1. 8. 26	東京海上日動火災保険（株）	東京都千代田区丸の内1-2-1	
カーナビ代			21,	780	R1. 10. 17	オートバックス松戸店	千葉県市川市鬼高3-32-12	
この頁の小計			748,	710				
その他の支出			13,	805				
合計			762,	515				

注意　(1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー使用料			32,	310	H31. 1. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			35,	921	H31. 2. 25	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			54,	799	H31. 3. 25	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			21,	622	R1. 5. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			69,	157	R1. 5. 24	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			45,	081	R1. 6. 24	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			42,	127	R1. 7. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			21,	564	R1. 8. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			31,	142	R1. 9. 24	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			28,	852	R1. 10. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			25,	450	R1. 11. 25	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
コピー使用料			25,	626	R1. 12. 23	富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	
ガソリン代			85,	166	H31. 1. 31	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
この頁の小計			518,	817				
その他の支出								
合計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリン代			45,597	H31. 2. 28	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			37,154	H31. 4. 2	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			48,323	R1. 5. 8	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			43,126	R1. 5. 31	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			36,591	R1. 6. 29	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			69,789	R1. 8. 1	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			64,586	R1. 8. 30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			39,961	R1. 9. 30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			55,840	R1. 11. 1	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			88,645	R1. 11. 29	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
ガソリン代			69,479	R1. 12. 30	岡本石油株式会社	千葉県松戸市常盤平7-24	
インク代			16,524	H31. 3. 4	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
両面テープ代			14,541	H31. 4. 2	ロイヤルホームセンター（株）	大阪府大阪市北区堂島浜2-1-29	
この頁の小計			630,156				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務用品代			43,	177	R1. 5. 23	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
インク代			33,	048	R1. 6. 14	デュプロ株式会社	東京都豊島区東池袋3-23-14	
事務用品代			19,	697	R1. 6. 24	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
事務用品代			79,	964	R1. 10. 4	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
名刺印刷代			22,	000	R1. 11. 29	サンロウタス株式会社	東京都葛飾区奥戸3-9-4	
事務用品代			36,	171	R1. 12. 23	株式会社トーエイ	千葉県松戸市大金平5-412-1	
この頁の小計			234,	057				
その他の支出			265,	720				
合計			1, 648,	750				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
駐車場代			10	010	R1. 10. 1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			10	010	R1. 11. 1	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
駐車場代			10	010	R1. 12. 2	スターツアメニティー（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1	
事務所家賃			216	000	H31. 1. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	H31. 2. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	H31. 3. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	H31. 4. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	R1. 5. 24	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	R1. 6. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	R1. 7. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	R1. 8. 26	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			216	000	R1. 9. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220	000	R1. 10. 24	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
この頁の小計		2	194	030				
その他の支出								
合計								

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃更新料			224,	000	R1. 10. 24	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,	000	R1. 11. 25	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
事務所家賃			220,	000	R1. 12. 24	T-ITマネジメント株式会社	神奈川県横浜市港南区下永谷2-8-12	
この頁の小計			664,	000				
その他の支出			355,	536				
合計			3, 213,	566				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（通信費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
放送受信料	13,990	H31.2.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
この頁の小計	13,990				
その他の支出	195,997				
合計	209,987				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬			50,	000	R1. 12. 16	吉田　要介	千葉県松戸市本町18-4　NBF 松戸ビル5階	
この頁の小計			50,	000				
その他の支出				0				
合計			50,	000				

注意　(1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送代	19,434	H31. 2. 19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
郵送代	40,918	H31. 4. 22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
ハガキ代	31,000	R1. 5. 31	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
郵送代	24,846	R1. 7. 16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
郵送代	24,846	R1. 9. 19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
ハガキ代	18,900	R1. 10. 18	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
ハガキ代	25,200	R1. 11. 18	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
会場使用料	20,456	R1. 11. 23	山崎製パン企業年金基金会館	千葉県市川市市川１－３－１４	
ハガキ代	25,200	R1. 12. 2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
会場使用料	13,860	R1. 12. 25	公益財団法人松戸市文化振興財団	千葉県松戸市千駄堀646-４	
この頁の小計	244,660				
その他の支出	64,836				
合計	309,496				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （旅費交通費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			153,	969				
合計			153,	969				

注意　(1)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☑1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☐4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			20,	000	R1. 10. 10	村越祐民パーティー実行委員会	千葉県市川市南八幡1-21-10	
この頁の小計			20,	000				
その他の支出			75,	000				
合計			95,	000				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） □1 組織活動費　□6 その他の事業費 □2 選挙関係費　□7 調査研究費 ☑3 機関紙誌の発行事業費　□8 寄附・交付金 □4 宣伝事業費　□9 その他の経費 □5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （機関紙誌の発行事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞郵送代	193,316	H31. 1. 8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
新聞郵送代（切手代）	65,320	H31. 1. 8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
新聞郵送代	175,274	H31. 1. 8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
新聞郵送代	173,104	R1. 8. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
新聞郵送代	211,000	R1. 8. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
新聞郵送代	222,394	R1. 8. 28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
新聞印刷代	456,840	R1. 9. 11	有限会社おびプロセス	千葉県松戸市北松戸2-18-6	
新聞折り込み代	133,078	R1. 9. 11	株式会社地域新聞社	千葉県船橋市湊町1-1-1　朝日生命船橋湊町ビル5F	

この頁の小計	1,630,326
その他の支出	864
合計	1,631,190

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「5　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず☑をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑） ☐1 組織活動費　☐6 その他の事業費 ☐2 選挙関係費　☐7 調査研究費 ☐3 機関紙誌の発行事業費　☐8 寄附・交付金 ☑4 宣伝事業費　☐9 その他の経費 ☐5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （遊説費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出				10,000				
合計				10,000				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、**パーティーごとに別葉とし**、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。
(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に☑）
		□ア 土地　□エ 動産　□キ 有価証券　□コ 敷金 □イ 建物　□オ 預金等　□ク 出資　□サ 施設利用権等 □ウ 地上権等　□カ 金銭信託　□ケ 貸付金　☑シ 借入金

摘要	金額（十億／百万／千／円）	年月日	備考
生方幸夫	3,300,000		
この頁の小計	3,300,000		
合計	3,300,000		

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

領収書等の写し
政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　2　年　5　月　18　日

政治団体の名称　**立憲民主党千葉県第6区総支部**

会計責任者の氏名　**福島　靖男**　　印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和２年　５月 11 日

立憲民主党千葉県第６区総支部

代表　生方　幸夫　殿

登録政治資金監査人　吉田要介

登　録　番　号　　第　３３１３　号

研修修了年月日　平成２１年１２月１８日

１　監査の概要

⑴　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第６区総支部の平成３１年１月１日から令和元年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

⑵　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

⑶　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

⑷　私は、本件監査を立憲民主党千葉県第６区総支部（千葉県松戸市岩瀬１５

３－１アセッツ松戸１階）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

⑵　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

立憲民主党千葉県第６区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上